

長期収載品の処方に係る選定療養について

令和 8 年 6 月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の 2 分の 1 の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。

選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。

選定療養は薬局でのお支払いとなります。

【長期収載品】

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

【長期収載品】

後発品のある先発医薬品で後発品収載から 5 年経過しているものや、後発品置換え率が 50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。